

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、手数料の額の改定を行うため、また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の施行による新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 行政書士法に基づく事務手数料について、行政書士試験の手数料の額を改定することとします。（第2条関係）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、行政書士試験の手数料の額を改定するもの。

・行政書士試験の手数料 7,000円 → 10,400円

【影響額】 +1,550千円（H29～R3年間平均受験申込者数：456件）

※総務省が指定した試験機関（一般財団法人行政書士試験研究センター）が各都道府県から委任を受けて試験を実施。手数料は試験機関で収入。

- (2) 電気工事士法に基づく事務手数料のうち、電気工事士免状の書換えの手数料の額を改定することとします。（第2条関係）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、電気工事士免状の書換えの手数料の額を改定するもの。

・電気工事士免状の書換えの手数料 2,100円 → 2,700円

【影響額】 +4千円（H28～R2年間平均件数：7件）

【参考】令和4年6月から電気工事士免状の材質を紙からプラスチックに変更するため、施行日を令和4年6月1日とする。

- (3) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料について、畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査の手数料ほか6件の手数料を新たに設定することとします。（第2条および別表第71関係）

○国で「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が公布され、同法に基づく建築基準法の特例（建築基準法より緩和された基準）が措置されたことにより、認定や変更等に伴う新たな事務が発生することから、手数料を設定するもの。

(1) 畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査

ア 認定を受けようとする畜舎等が 3,000 m <sup>2</sup> 以下のみである場合	6,000 円
イ 認定を受けようとする畜舎等に 3,000 m <sup>2</sup> を超える畜舎等がある場合	
(ア) 床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	236,000 円
(イ) 床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	296,000 円
(ウ) 床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	456,000 円
(エ) 床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	756,000 円

※指定確認検査機関等による技術基準の確認検査書面を添付する場合、  
手数料は 6,000 円

(2) 畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査

ア 認定を受けようとする畜舎等が 3,000 m <sup>2</sup> 以下のみである場合	6,000 円
イ 認定を受けようとする畜舎等に 3,000 m <sup>2</sup> を超える畜舎等がある場合	
(ア) 床面積の合計が 30 m <sup>2</sup> 以内のもの	23,000 円
(イ) 床面積の合計が 30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以内のもの	32,000 円
(ウ) 床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	45,000 円
(エ) 床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	58,000 円
(オ) 床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	97,000 円
(カ) 床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	146,000 円
(キ) 床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	236,000 円
(ク) 床面積の合計が 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	296,000 円
(ケ) 床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	456,000 円
(コ) 床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	756,000 円

※指定確認検査機関等による技術基準の確認検査書面を添付する場合、  
手数料は 6,000 円

※(1)のイの認定を受けた畜舎等を増改築する場合、手数料の対象は  
増改築する部分の床面積

(3) 畜舎の仮使用の認定の申請に対する審査	120,000 円
(4) 認定畜舎等の譲渡・譲受けの認可の申請に対する審査	6,000 円
(5) 認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査	6,000 円
(6) 認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査	6,000 円
(7) 接道 2 m 以上の適用除外の認可の申請に対する審査	25,000 円

【影響額】 初年度 + 30 千円 (内訳) (1)ア 5 件

平年度 + 59.5 千円 (内訳) (1)ア 3 件 イ(ア) 1 件※ (2)ア 2 件

※実績から 8 年に 1 回見込み

- (4) 高圧ガス保安法に基づく事務手数料のうち、販売主任者試験および製造保安責任者試験の手数料の額を改定することとします。(別表第 46 関係)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス販売主任者試験および高圧ガス製造保安責任者試験の手数料の額を改定するもの。

・販売主任者試験手数料	第一種	7,900円	→	9,000円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	7,400円	→	8,500円)
	第二種	6,200円	→	7,200円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	5,700円	→	6,700円)
・製造保安責任者試験手数料	乙種化学責任者	9,300円	→	11,600円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	8,800円	→	11,100円)
	丙種化学責任者	8,700円	→	10,300円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	8,200円	→	9,800円)
	乙種機械責任者	9,300円	→	11,600円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	8,800円	→	11,100円)
	第二種冷凍機械責任者	9,300円	→	11,600円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	8,800円	→	11,100円)
	第三種冷凍機械責任者	8,700円	→	10,300円
	(受験願書を電子申請で提出する場合)	8,200円	→	9,800円)

【影響額】販売主任者試験 +103千円 (H28～R 2年間平均件数：100件)

製造保安責任者試験 +595千円 (H28～R 2年間平均件数：329件)

※試験事務は法の規定により高圧ガス保安協会が行っており県の収入はない。

- (5) 宅地建物取引業法に基づく事務手数料のうち、宅地建物取引士資格試験の手数料の額を改定することとします。(別表第 50 関係)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、宅地建物取引士資格試験の手数料の額を改定するもの。

・宅地建物取引士資格試験手数料	7,000円	→	8,200円
-----------------	--------	---	--------

【影響額】+2,638千円 (H28～R 2年間平均申込者数：2,198人)

※国土交通省が指定した試験機関(一般財団法人不動産適正取引推進機構)が各都道府県から委任を受けて試験を実施。手数料は試験機関で収入。

(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料のうち、液化石油ガス設備士試験の手数料等の額を改定することとします。(別表第 55 関係)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、保安確保機器の設置および管理の方法の認定の申請に対する審査、貯蔵施設または特定供給設備に係る変更許可の申請に対する審査および液化石油ガス設備士試験の手数料の額を改定するもの。

・認定の申請に対する審査手数料

申請者が販売契約を締結している一般消費者等の数が

1,000 戸未満	55,000 円	→	変更なし
1,000 戸以上 10,000 戸未満	80,000 円	→	変更なし
10,000 戸以上	110,000 円	→	98,000 円

【影響額】 なし (H28～R 2 年間平均件数 : 0 件)

・変更許可の申請に対する審査手数料

17,000 円 × 変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数

↓

15,000 円 × 変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数

【影響額】 △2 千円 (H28～R 2 年間平均件数 : 1 件)

・液化石油ガス設備士試験手数料

21,400 円 → 23,200 円

(受験願書を電子申請で提出する場合 20,900 円 → 22,700 円)

【影響額】 +22 千円 (H28～R 2 年間平均件数 : 12 件)

※試験事務は法の規定により高圧ガス保安協会が行っており県の収入はない。

(7) 都市計画法に基づく事務手数料について、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 60 条第 2 項の規定に基づく建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。(別表第 56 関係)

○国で「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が公布され、同法に基づく計画認定を受けて建築された畜舎等は、建築基準法令の規定を適用しないこととなる認定制度が創設されることにより、証明に伴う新たな事務が発生することから、手数料を設定するもの。

・都市計画法施行規則第 60 条第 2 項の規定に基づく建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料 4,100 円

【影響額】 なし (R 4 見込み件数 : 0 件)

- (8) 職業能力開発促進法に基づく事務手数料のうち、技能検定の2級または3級に係る実技試験の手数を減額する特例の対象者について、年齢 35 歳未満の者から年齢 25 歳未満の者に改めるとともに、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者であることを要件に追加することとします。（別表第 57 関係）

○若年者に対する技能検定試験の手数料減免の限定

→技能検定 2 級または 3 級を受検する若者に対し、都道府県が実技試験の手数を減免した場合に国が都道府県に一定の補助（補助額最大 9,000 円）を行ってきたが、令和 4 年度から補助対象となる減免措置の対象者が「35 歳未満の者」から「25 歳未満の在職者（雇用保険加入者）」に限定されることに伴い、本県も手数料の減免を限定するもの。

※減免措置の限定後の技能検定受検手数料

区分	令和 3 年度			⇒	令和 4 年度		
	2 級	3 級			2 級	3 級	
		在職者	学生等			在職者	学生等
35 歳以上	18,200	18,200	12,200	18,200	18,200	12,200	
	15,100	15,100	10,100	15,100	15,100	10,100	
	13,300	13,300	8,900	13,300	13,300	8,900	
25 歳以上 35 歳未満	9,200	9,200	3,200	18,200	18,200	12,200	
	6,100	6,100	2,900	15,100	15,100	10,100	
	4,300	4,300	2,900	13,300	13,300	8,900	
25 歳未満	9,200	9,200	3,200	9,200	9,200	12,200	
	6,100	6,100	2,900	6,100	6,100	10,100	
	4,300	4,300	2,900	4,300	4,300	8,900	

※受検手数料金額は、職種により 3 種類の金額の設定

※学生等とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等の生徒または学生

【影響額】 +8,007 千円

※試験事務は法の規定により滋賀県職業能力開発協会が行っており県の収入はない。

(9) その他

ア この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(2)は令和 4 年 6 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(33) 省略</p> <p>(34) 行政書士法に基づく事務手数料 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の手数料 1件につき <u>7,000円</u></p> <p>(34)の2～(55) 省略</p> <p>(56) 電気工事士法に基づく事務手数料 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付の手数料 第一種電気工事士免状 1件につき 6,000円 第二種電気工事士免状 1件につき 5,300円 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付の手数料 1件につき 2,700円 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換えの手数料 1件につき <u>2,100円</u></p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(33) 省略</p> <p>(34) 行政書士法に基づく事務手数料 行政書士法(昭和26年法律第4号)第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の手数料 1件につき <u>10,400円</u></p> <p>(34)の2～(55) 省略</p> <p>(56) 電気工事士法に基づく事務手数料 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付の手数料 第一種電気工事士免状 1件につき 6,000円 第二種電気工事士免状 1件につき 5,300円 電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付の手数料 1件につき 2,700円 電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換えの手数料 1件につき <u>2,700円</u></p>

(57)～(89) 省略  
(新設)

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第45 省略

別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区	分	金	額
(1)～(10) 省略			
(11) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の手数料			
ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験		7,900円	(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この表において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)に

(57)～(89) 省略

(90) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料 別表第71に定める額

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第45 省略

別表第46

高圧ガス保安法に基づく事務手数料

区	分	金	額
(1)～(10) 省略			
(11) 法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の手数料			
ア 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験		9,000円	(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この表において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)に

イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	あつては、 <u>7,400円</u> 6,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>5,700円</u> ）	イ 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	あつては、 <u>8,500円</u> 7,200円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>6,700円</u> ）
(12)～(14) 省略		(12)～(14) 省略	
(15) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく 法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の手数料		(15) 政令第18条第2項第1号の規定に基づく 法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の手数料	
ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ）	ア 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>11,100円</u> ）
イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,200円</u> ）	イ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	10,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>9,800円</u> ）
ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>8,800円</u> ）	ウ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、 <u>11,100円</u> ）
エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,300円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、	エ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,600円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、



オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,800円)
	8,700円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,200円)

(16)～(19) 省略

注 省略  
 別表第47～別表第49 省略  
 別表第50  
 宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)・(2) 省略	
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	同 <u>7,000</u>
(4)～(14) 省略	

別表第51～別表第54 省略  
 別表第55  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(6) 省略	
(7) 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置および管理の方法の認定の申請	

オ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円)
	10,300円 (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,800円)

(16)～(19) 省略

注 省略  
 別表第47～別表第49 省略  
 別表第50  
 宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)・(2) 省略	
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	同 <u>8,200</u>
(4)～(14) 省略	

別表第51～別表第54 省略  
 別表第55  
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(6) 省略	
(7) 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置および管理の方法の認定の申請	

に対する審査の手数料	
ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	<u>110,000円</u>
(8) 省略	
(9) 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造もしくは設備の変更または特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置の変更の許可の申請に対する審査の手数料	<u>17,000円</u> に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た金額
(10)～(19) 省略	
(20) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の手数料	<u>21,400円</u> （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、 <u>20,900円</u> ）

注 省略

に対する審査の手数料	
ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	<u>98,000円</u>
(8) 省略	
(9) 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造もしくは設備の変更または特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置の変更の許可の申請に対する審査の手数料	<u>15,000円</u> に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た金額
(10)～(19) 省略	
(20) 法第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の手数料	<u>23,200円</u> （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、 <u>22,700円</u> ）

注 省略

別表第55の2 省略

別表第56

都市計画法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(7) 省略	
(8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき 4,100円

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料	
ア 実技試験	
(ア) 特級に係るもの	同 18,200
(イ) 1級、2級、3級、基礎級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 15,100
b 婦人子供服製造	同 15,100
c 和裁	同 13,300

別表第55の2 省略

別表第56

都市計画法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(7) 省略	
(8) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項または第2項の規定に基づく開発行為または建築に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	1件につき 4,100円

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料	
ア 実技試験	
(ア) 特級に係るもの	同 18,200
(イ) 1級、2級、3級、基礎級および単一等級に係るもの	
a 機械検査	同 15,100
b 婦人子供服製造	同 15,100
c 和裁	同 13,300

d	テクニカルイラストレーション	同	13,300
e	機械・プラント製図	同	13,300
f	電気製図	同	13,300
g	その他の職種	同	18,200
イ	省略		
(5) 省略			

注1 省略

2 (4)の項に規定する2級または3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)に係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定した金額とする。)から9,000円を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

別表第58～別表第70 省略  
(新設)

d	テクニカルイラストレーション	同	13,300
e	機械・プラント製図	同	13,300
f	電気製図	同	13,300
g	その他の職種	同	18,200
イ	省略		
(5) 省略			

注1 省略

2 (4)の項に規定する2級または3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢25歳未満の者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定した金額とする。)から9,000円を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

(1) 技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者でないこと。

別表第58～別表第70 省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) <u>畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下この表に</u>	円

<p>において「法」という。) 第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査の手数料</p>	1 件につき 6,000
<p>ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合</p>	1 件につき 6,000
<p>イ 認定を受けようとする畜舎等に特例畜舎等以外の畜舎等（以下この表において「大規模畜舎等」という。）がある場合</p>	
<p>(ア) 床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの</p>	同 236,000
<p>(イ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</p>	同 296,000
<p>(ウ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</p>	同 456,000
<p>(エ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの</p>	同 756,000
<p>(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	
<p>ア 認定を受けようとする畜舎等が特例畜舎等のみである場合</p>	同 6,000
<p>イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合</p>	
<p>(ア) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの</p>	同 23,000
<p>(イ) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</p>	同 32,000
<p>(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</p>	同 45,000

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	同 58,000
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	同 97,000
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	同 146,000
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	同 236,000
(ク) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	同 296,000
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	同 456,000
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	同 756,000
(3) 法第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査の手数料	同 120,000
(4) 法第10条第1項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡および譲受けの認可の申請に対する審査の手数料	同 6,000
(5) 法第10条第2項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査の手数料	同 6,000
(6) 法第10条第3項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する	同 6,000

審査の手数料	
(7) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第48条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査の手数料	同 25,000

注1 (1)の項および(2)の項の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 大規模畜舎等の新築をする場合 当該新築に係る大規模畜舎等の床面積

(2) 大規模畜舎等の増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為をする場合 当該増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為に係る部分の床面積

(3) 特例畜舎等の増築または改築をする場合（増築または改築後の畜舎等が大規模畜舎等に該当することとなる場合に限る。） 当該増築または改築に係る特例畜舎等の当該増築または改築後の床面積

2 (1)の項の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）または(2)の項の変更の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）であつて規則で定める書面の添付がなされたものに係る手数料の額は、6,000円とする。

滋賀県収入証紙条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第4号、第5号(高等学校の入学審査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号から第13号の3まで、第15号の2から第18号まで、第20号から第22号まで、第23号の2から第27号まで、第29号から第31号まで、第35号から第40号までおよび第57号(屋外広告物講習受講料を除く。)ならびに同条第2項第1号、第3号(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号(家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号まで、<u>第88号および第89号</u>に規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第4号、第5号(高等学校の入学審査手数料に限る。)、第6号、第11号、第12号から第13号の3まで、第15号の2から第18号まで、第20号から第22号まで、第23号の2から第27号まで、第29号から第31号まで、第35号から第40号までおよび第57号(屋外広告物講習受講料を除く。)ならびに同条第2項第1号、第3号(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。)、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号(家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。)、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号(と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。)、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。)、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号まで<u>および第88号から第90号</u>までに規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>